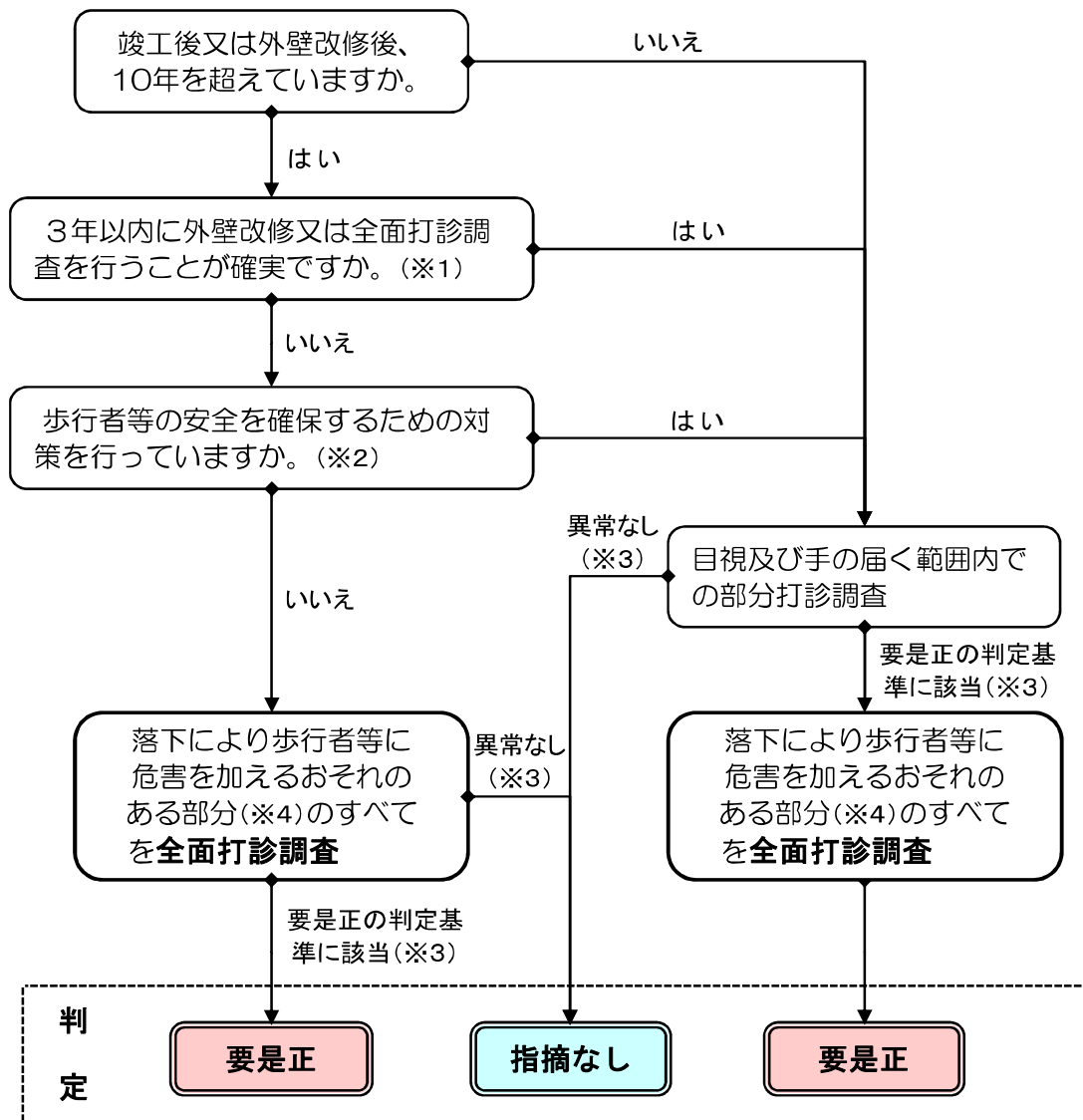


外装仕上材のタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、
モルタル等の劣化及び損傷の状況に関する調査について【川口市】

調査が必要な外装仕上材は、下地材としてコンクリート、プレキャストコンクリート(PCa)パネル、ALCパネルなどにモルタル又は接着剤等で貼り付けられたタイル、石貼り等及び現場、工場等でコンクリートなどと同時に打ち込まれたものが対象となります。

●全面打診調査の実施フロー



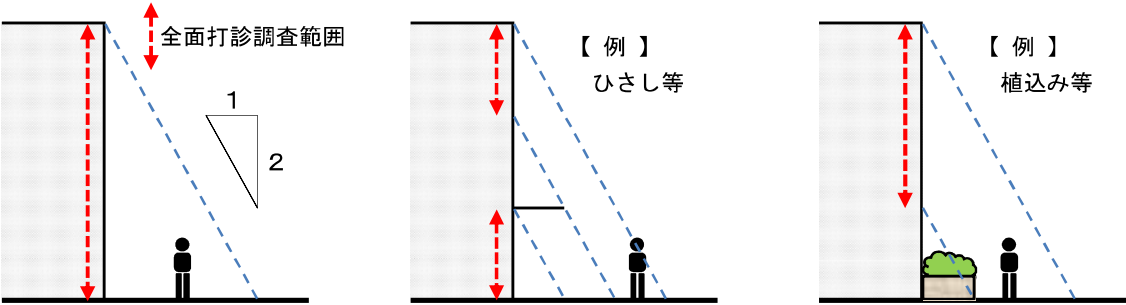
※1 例えば建築基準法第8条第2項の規定による維持保全計画等において外壁改修又は全面打診等の時期が明確にされており、かつ、これまでも当該維持保全計画等に従って外壁改修又は全面打診等が行われている場合を言います。

なお、改正省令等の施行(平成20年4月1日)後初回の調査に限り、次回調査までに全面打診等を実施する意志が確認できた場合は、3年以内の外壁改修又は全面打診が確実であるとみなします。

※2 壁面の前面かつ壁面の高さの概ね2分の1の水平面内への立入を防ぐバリケード又はなわ張りの設置、もしくは壁面直下における落下物防護ネット張り又は落下物防護棚を設置している場合になります。

※3 外壁タイル等に剥落等がある場合又は著しい白華、ひび割れ、浮き等がある場合は要是正となります。

※4 落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分の全面打診調査範囲は、下図のとおりです。



【平成20年4月1日 国住指第2号】

建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）より抜粋

「歩行者等に危害を加える恐れのある部分」とは、当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね2分の1の水平面内に、公道、不特定又は多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有する壁面（ただし、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、ひさし等）が設置され、又は植込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について、縦2、横1の割合のこう配で引き下した斜線と壁面とのなす角）が完全に遮られ、被災の危険が判断される部分を除く。）をいう。

●「目視及び部分打診」と「全面打診等」の間隔の例

	報告 周期	竣 工 後 の 年 数 経 過																	備 考		
		0 ～ 8 年	9 年	1 0 年	1 1 年	1 2 年	1 3 年	1 4 年	1 5 年	1 6 年	1 7 年	1 8 年	1 9 年	2 0 年	2 1 年	2 2 年	2 3 年	2 4 年		2 5 年	
例 1	3 年 毎	び 6 年 目 の 定 期 調 査 時 に 目 視 及 び 部 分 打 診	☆			★			☆			☆			☆			★		12年目に全面打診が行われている場合、全面打診後10年を超える24年目には全面打診が必要	
例 2		☆				☆	外壁改修		☆			☆			☆				★		13年目の外壁改修の予定が確実であれば12年目での全面打診は不要。また、外壁改修後10年を超える24年目には全面打診が必要
例 3	2 年 毎	視 4 ～ 8 年 目 の 定 期 調 査 時 に 目 視 及 び 部 分 打 診		☆		★		☆		☆		☆		☆		☆			★		12年目に全面打診が行われている場合、全面打診後10年を超える24年目には全面打診が必要
例 4		☆				☆	外壁改修		☆		☆		☆		☆		☆			★	

凡例 ☆：目視及び部分打診調査、ただし異常が認められた場合は全面打診調査

★：落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分についての全面打診調査